

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
7月1日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………二

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………二

○公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………三

職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)……………三

一般競争入札の実施(水産振興課)……………四

周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………七



山口県告示第二百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

名	医療	称	宇部市明治町一丁目七番七号	所在地	平成二六、四、一
名	医療	称	宇部市明治町一丁目七番七号	所在地	平成二六、四、一
名	医療	称	宇部市明治町一丁目七番七号	所在地	平成二六、四、一
名	医療	称	宇部市明治町一丁目七番七号	所在地	平成二六、四、一

きむらクリニック	周南市大字久米二八二九の一四	〃
あおぞら歯科クリニック	防府市平和町一四番一九号	〃
ニック調剤薬局宇部店	宇部市大字小串九一の八七	〃
つばさ薬局	〃 浜町二丁目一番一〇号	〃
三の宮薬局	山口市三の宮二丁目七番六号	〃
薬局エンゼル	萩市大字須佐四九八〇の二	〃
いくも薬局天神店	防府市上天神町三番二〇号	〃
おおばたけ薬局	柳井市大畠九〇六	〃
セレッソ薬局	美祢市大嶺町東分三三二二の二	〃
久米調剤薬局	周南市大字久米二八八七の三	〃

山口県告示第二百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十六年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
美保(1)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
宇部市	小野	下ノ原	八四四三・八四五四合併第一	一号
〃	〃	〃	三九九九の一	二号
〃	〃	〃	四〇〇〇の一	三号
〃	〃	〃	四〇〇一の一	四号
〃	〃	〃	四〇〇一	五号
〃	〃	〃	四〇〇三の一	六号
〃	〃	〃	八四六七	七号

山口県告示第二百二十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十六年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

1 第二工区

萩市大島字川ノ上四〇九の一八に沿接する堤から同字三八五の三に至る土地の地先公有水面

2 第三工区

萩市大島字東川地五の五から同字一〇五の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第二工区

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第一四七号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、3の地点と4の地点を結ぶ平成二十二年秋分の満潮位（D・L・+〇・八三メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面とC防波堤との境界線及び1の地点と4の地点を結ぶ満潮位における公有水面とH護岸との境界線に囲まれた区域

2 第三工区

次の5の地点と6の地点を結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ昭和六十一年三月十一日付け指令港湾第八六一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・+一・〇〇メートル）、7の地点と8の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、8の地点と9の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第四八四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、9の地点と10の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、10の地点と11の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第一四二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線及び5の地点と11の地点を結ぶ昭和四十九年十一月二十九日付け指令港湾第四八四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線に囲まれた区域

1の地点 大島C護岸東端部に設置した基準点（北緯三四度二分三三・八二四秒東経一三二度四分三〇・八五六秒）から六五度二分八分一秒三九九・五一メートルの地点

2の地点 1の地点から三四度二分四〇八秒三七・二五メートルの地点
3の地点 2の地点から七度四分三六秒一五・五四メートルの地点
4の地点 3の地点から一三五度三分四八秒四五・〇三メートルの地点
5の地点 基準点から二九度一分四八秒一三九・五四メートルの地点
6の地点 5の地点から二九度〇八分四四秒六一・二六メートルの地点
7の地点 6の地点から二六度四分四七秒一八・三七メートルの地点
8の地点 7の地点から一六度〇三分〇二秒八・九八メートルの地点
9の地点 8の地点から三三八度〇一分五八秒一・〇三メートルの地点
10の地点 9の地点から三二一度五〇分〇九秒一四・〇二メートルの地点
11の地点 10の地点から五七度三四分三六秒三四・八五メートルの地点

(三) 面積

1 第二工区

一、一一八・四七平方メートル

2 第三工区

一、二三三・一二平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十三年三月三十日 指令平二二港湾第七二八号

三 関係図書を閲覧できる市町

萩市

四 認可を受けた者

萩市大字江向五一〇番地

萩市 萩市長 野村 興兒

認可の年月日

平成二十六年六月二十四日



(二〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年八月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人優喜会
代 表 者 の 氏 名 富田 勝久
主たる事務所の所在地 光市大字小周防一六五八番地の一

(二〇九) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十六年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十六年九月五日（金曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地
山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十六年七月二十三日（水曜日）から同年八月六日（水曜日）まで（郵送の場合、八月六日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）
山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書
(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十六年九月十七日（水曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三―三三三四)にすること。

(二一〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

(二) 漁業取締船せきしょうの定期検査業務(船体部) 一式

(三) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十九号)に基づき資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。
三 契約条項を示す場所

四 山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課
入札説明書及び仕様書の交付
山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十六年八月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年八月十九日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十六年八月十九日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年八月十一日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三―三九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三―三二五〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the hull of the fisheries patrol boat *Sekisho*

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 18, 2014
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. August 19, 2014)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船せきしよの定期検査業務(機関部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十九号)に基づく資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十六年八月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年八月十九日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県海区漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十六年八月十九日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年八月十一日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三三三三五一〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the engine room of the fisheries patrol boat *Sekisho*
 - (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
 - (4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3510)
 - (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 18, 2014
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. August 19, 2014)

(二二) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十六年七月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開催の日時

平成二十六年八月一日(金曜日)午後二時

二 開催の場所

下松市中央町二番一号
下松市文化会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する周南都市計画道路三・三・二百五国道山手線
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十六年七月二十五日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十六年七月二十五日までの消印のあるものに限りま

す。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることが出来る者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることが出来る者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三三三三三三三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号
山口県土木建築部都市計画課
周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所
下松市大手町三丁目三番三号
下松市建設部都市整備課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

一 開催の日時

平成二十六年七月三十日(水曜日)午後二時

二 開催の場所

周南市大字徳山四〇五の一
周南市庭球場

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する周南都市計画道路三・二・三〇一中央通線
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十六年七月二十三日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、平成二十六年七月二十三日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-一九三三-三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八
周南土木建築事務所
周南市岐山通二丁目一

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二二二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年七月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

岩国市平田五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩国市牛野谷町三丁目八三番一〇号

株式会社樫迫

平成二十六年七月一日
発行

発行
行人所

山口県知事
山